

刑事施設の長
留置施設の留置業務の管理者
少年鑑別所の長

} 殿

青森県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

**第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査
における不在者投票の管理事務について（通知）**

日頃より、選挙管理委員会の業務に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなりましたので、当該選挙及び審査に係る不在者投票事務につきましては、下記の事項に留意し、投票事務に支障をきたすことのないようお願いします。

なお、不在者投票事務に関する資料を同封しましたが、御不明な点がございましたら、貴施設の所在地の市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会にお問い合わせくださるようお願いいたします。

記

1 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に関する事項

- (1) 選挙の期日 令和3年10月31日（日）
- (2) 選挙の期日の公示日 令和3年10月19日（火）
- (3) 立候補者等の氏名等 確定次第、別途通知します。
- (4) 不在者投票のできる期間
令和3年10月20日（水）から令和3年10月30日（土）まで

※ 公示日（10月19日（火））に不在者投票を行うことはできませんが、投票用紙等の請求は、公示日前でもできます。

※ 最高裁判所裁判官国民審査についても、衆議院議員総選挙と同じ期間に不在者投票及び不在者投票用紙の請求ができます。

- (5) 不在者投票のできる時間
上記（4）の期間中、午前8時30分から午後5時まで（日曜日、休日を含む。）

(6) 不在者投票のできる選挙人

衆議院議員選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている者

※ 年齢満18年以上の者（平成15年11月1日以前の出生者）で選挙人名簿に登録されている者が投票することができます。

(7) 各選挙区ごとの構成市町村

① 青森県第1区

青森市、むつ市、東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）、下北郡

② 青森県第2区

八戸市、十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町）、三戸郡

③ 青森県第3区

弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

(8) 投票の方法

① 衆議院小選挙区選出議員選挙

候補者の氏名を記載します。

② 衆議院比例代表選出議員選挙

政党その他の政治団体の名称又は略称を記載します。

③ 最高裁判所裁判官国民審査

辞めさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に「×」を記載します。
辞めさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

(9) 選挙公報について

衆議院小選挙区選出議員選挙（青森県第1区～第3区分）及び衆議院比例代表選出議員選挙（東北ブロック分）に係る選挙公報並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る審査公報については、印刷完了後、各施設あてに配布しますので、適宜御利用ください。

2 不在者投票の事務管理上特に注意が必要な事項

(1) 不在者投票用紙を請求する方法には、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会委員長に対して、①選挙人が自ら請求する方法と、②不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法の2通りありますが、後者による請求は、当該選挙人から不在者投票用紙等の代理請求の依頼があったときに限り行ってください。

選挙人からの代理請求の依頼がないまま、施設の長が不在者投票用紙等を請求すると、選挙が無効となる場合があるため、絶対に行わないでください。

(2) 不在者投票記載場所は、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければなりません。

(3) 不在者投票を行う場合においては、不在者投票管理者の管理の下に、選挙権を有する者を立会人に選任し、必ず立ち合わせなければなりません。したがって、2人以上の者が不在者投票を行う場所にいななければなりません（不在者投票管理者1名及び立会人1名以上の合計2人以上）。

また、代理投票の申請がある場合には、不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、代理投票を補助する者2人を投票に係る事務に従事する者から補助者本人の承諾を得て選任し、そのうち1人の補助者に、選挙人が指示する候補者の氏名を投票用紙に記載させ、他の1人を立ち合わせなければなりません。したがって、代理投票の申請があった場合には、少なくとも4人の者が不在者投票を行う場所にいななければならないので留意してください（不在者投票管理者1名、立会人1名以上及び代理投票補助者2名の合計4人以上）。

なお、投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票させないでください。

(4) 不在者投票の外封筒の表面の投票者欄の氏名には、必ず選挙人本人（代理投票の場合は、代理記載者）に選挙人の氏名を自書させた上、封をさせて提出させてください。

なお、不在者投票の外封筒の表面の代理記載人欄は、不在者投票の代理投票の仮投票を行った場合に、代理記載人に自書させるものであり、単に不在者投票の代理投票をした場合は、代理記載人の氏名を記載させないでください。

(5) 不在者投票の外封筒の表面の記載については、投票の年月日、投票場所、不在者投票管理者の記名及び立会人の署名（自書）が必要ですが、これらの記載のないものも見受けられるので十分注意してください。

(6) 不在者投票を選挙人の属する市町村選挙管理委員会に送致する場合において、郵便等により送付するときは、できるだけ特定封筒郵便物（いわゆるレターパック）を使用し、その郵送等に要する日数等を考慮に入れ、投票所を閉じた後に到着することのないよう留意してください。

（郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正により、令和3年10月以降、普通扱いとする郵便物については、配達頻度の緩和（土曜日の配達の休止）及び送達速度の緩和（翌日配達の廃止）が行われます。）

なお、レターパックを使用される場合も送致用封筒には、表面に投票が在中する旨を明記し、裏面には不在者投票管理者氏名の記名押印をしてください。

(7) 不在者投票記載場所においては、選挙運動用ポスター等の掲示が禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

(8) 不在者投票管理者は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

3 不在者投票に関する経費の請求

別添請求書に不在者投票者名簿を添えて、**令和3年11月30日(火)**までに、青森県選挙管理委員会へ請求してください。なお、経費の請求は、実際に投票した場合のみ行ってください(1人当たり1,050円。)

また、経費の請求は、不在者投票管理者の属する都道府県選挙管理委員会に対して行うこととなっており、選挙人の住所が青森県以外の場合に、不在者投票をした選挙人の住所がある都道府県選挙管理委員会に請求することのないよう御注意ください。

(例：八戸市の施設に入所している方の住所が岩手県である場合であっても、施設の所在地は青森県内にあるので、青森県の選挙管理委員会に経費の請求をしてください。)

担 当：選挙グループ 岡村
電話：017-734-9076
FAX：017-734-8264
E-Mail：senkan@pref.aomori.lg.jp